

県大教職員組合ニュース 第83号

2016 (第5号)

2016年12月2日発行

静岡県公立大学教職員組合執行委員会

Tel & Fax 054-265-7231 E-mail office@shizunion.jp

第1回 団交報告

日時：平成28年11月18日(金) 17:30~19:45

「サバティカル研修制度の創設」

平成29年、4月実施予定

第1回団交では、下記の議題について話し合われました。
今回は「サバティカル研修制度」について報告します。

1. 理事長の団交長期欠席理由について
2. 給与誤支給について
3. サバティカル研修制度進捗状況について
4. 学内の修繕箇所整備について
5. 「内部昇任」規程の進捗状況について
6. 多目的保育施設開設について

組合では、大学教員のサバティカル制度の導入について、平成28年11月5日の団交で要求してきました。それまで他公立大学の実施状況を調べ、制度導入に向けて、「サバティカル研修に関する規程」案を示し、団交で要求してきました。これまでの団交経過で、法人は従来の「1ヶ月、3ヶ月短期研修とサバティカル研修の違いは何か?」、サバティカル導入により研

修制度を一本化したい旨の内容を以前に示されました。しかし、組合では、短期研修とサバティカル制度は、基本的にその仕組みが異なるため、既存の制度とは別に新たにサバティカル制度を要求してきました。

今回、法人からの回答は、従来の短期研修制度はそのまま存続させ、全く新たにサバティカル制度を設けるものです。

この制度は、本学教職員にとって極めて画期的な制度であり、法人の回答に対し高く評価したいと思います。

◆サバティカル研修の定義及び研修資格は下記の通りです。

<サバティカル研修の定義>

教員の教育及び研究の能力向上を図ることを目的として、教員の研究活動以外の職務を一定期間免除し、国内外の研修機関等において研究活動に専念させる研修

<研 修 資 格>

- 本学の専任の教授、准教授、講師、助教及び助手
- 7年以上の在籍、研修終了後引き続き2年以上在籍する見込みのある者
- 直近2年間の教員評価が良好である者

サバティカル研修進捗状況について

団交質疑内容要約

法人：サバティカル研修制度の創設（案）（報告事項1）についての説明があった。サバティカル制度について創設案を基に昨日の大学運営会議で説明をした。修正の必要がなければ、実施していく。順調にいけば来年度に実施できるよう、年度中に進めていきたい。

職免とするか職務とするか議論した結果、職務とすることとした。

既存の3か月の海外研修は残しておく。

組合：複数の教員が申し込んだ場合はどうするか。

法人：学部の中で何人出られるか検討したうえで考えてもらいたい。

組合：人数は確定か？創設（案）の人数では、自分に順番が回ってくるのが難しい。

法人：研修によって能力を高めてほしいが、学部の教育を確保することが第一優先である。他大学のサバティカル制度の人数を見ても教員の1%未満が54%、2パーセント未満が8割超える。まずは、学部の体勢を確保した上で行っていただきたいので、これで動かしたい。

組合：実習という文言が入っていないが。

法人：実習も授業の一環と考えている。